

2024年度 後期

【大阪府の支援】大阪公立大学等授業料等支援制度 申請要領

申請を希望する者は、下記案内をよく読み、手順に沿って申請してください。

<申請の流れ>

1. 支援内容・支援対象となる要件の確認
2. 申請書類等の準備・オンライン申請
 - (1). 申請書類等を準備
 - ① 住民票・証明書等
 - ② 「マイナンバー提出書」の作成・マイナンバー提出必要書類(確認書類)の用意 学部・学域生のみ
 - (2). 「大阪公立大学授業料等支援制度 授業料等減免に係る認定申請フォーム」の入力(オンライン申請)
3. 申請書類等の提出
4. 【対象者のみ】国制度の対象となった者への連絡(11月中旬頃)
 - 対象者は追加申請期間に国制度の申請を行ってください。
5. 結果通知、授業料の取扱い、継続手続きについて

1. 支援内容・支援対象となる要件の確認



必ず申請前に、**大学Webサイト**掲載「申請可否判定ツール」を確認し、【大阪府の支援】「大阪公立大学等授業料等支援制度」の申請対象者か否かの確認をしてください。



大阪公立大学 経済支援



支援内容・支援対象となる要件の詳細は**大阪府Webサイト**を確認してください。

また、必要に応じて大阪府Webサイトの「制度Q&A」、「生計維持者に係るQ&A」も確認してください。



大阪府 公立大学 授業料支援



◎支援対象となるための要件(全てに該当する者が申請可能です)

1. 学生等の要件
2. 府内在住要件
3. 大学等に入学するまでの期間等に関する要件※1
4. 国籍・在留資格に関する要件
5. 学業成績等に関する要件※2

次ページへ

※1 大学等に入学するまでの期間等に関する要件【大学院生について】

大学を卒業した後、引き続いて大学院に入学した者で、入学年度の前年度末年齢24歳までの者
大学在学時に休学(留学及び病気等)し、前年度末年齢が25歳で入学した場合でも対象と認められるケースも
ありますので、詳細は府ホームページの制度に関するQ&Aで確認してください。

※2 学業成績等に関する要件

在学生の学業成績等に関する要件は、2023年度累計GPA及び修得単位数と学修計画書・研究計画書で確認
をします。要件を満たしていない場合は、申請を行ったとしても不採用となります。

★2023年度成績は学生Naviにて公開しています。

★過去に支援を受けていた者で成績の適格認定において「廃止」「停止」となった者は申請できません。

【学生ポータル(UNIPA) > 学生Navi > 授業料・経済支援制度 > 2. 経済支援制度(奨学金・授業料減免) > 00.
成績】で確認してください。

学部・学域生対象 【高等教育の修学支援新制度との関係性について】

【国の支援】「高等教育の修学支援新制度」(＝国制度)と【大阪府の支援】「大阪公立大学等授業料等支援
制度」(＝府制度)は別制度です。対象となる家計基準が異なる為、併用して支援を受けようとする場合
は、国制度と府制度の両制度に申請が必要です(自動的に支援対象とはなりません)。

2. 申請書類等の準備・オンライン申請

申請書類等の提出とオンライン申請の両方の手続きが必要です！

(1). 申請書類等を準備

別紙提出書類等確認票のとおり、申請書類等を準備してください。

① 住民票・証明書等

書類等	対象者
世帯全員の住民票の写し【原本】	全員
住民票の除票	該当者のみ
単身赴任期間証明書 (単身赴任に係る証明書・大学様式)	該当者のみ
学修計画書(学部・学域生) 研究計画書(大学院生)	全員 ※いずれかを提出してください。
認定申請書 様式1(別紙2)	外国籍の者・社会的擁護を必要とする(していた)者
・在留資格及び在留期間がわかる証明書	外国籍の者
・入国日に係る証明書等	外国籍で在留資格が「家族滞在」の者
・児童養護施設等の在籍又は退所証明書	社会的擁護を必要とする(していた)者
卒業大学の在学期間証明書【大学院生該当者のみ】	大学在学中の休学(病気・留学)により入学時の前年度末年齢が25歳の者
卒業大学の卒業証明書【大学院生該当者のみ】	大阪公立大学研究生を経て大学院に入学した者で入学時の前年度末年齢が25歳の者

2. 申請書類等の準備・オンライン申請(続き)

- **世帯全員の住民票の写し【原本】** 全員
発行日から3か月以内のもの(右上に学籍番号と氏名を記入)を提出してください。
学生本人及びその生計維持者(原則、父母)が、最初に制度対象となる年度の4月1日(2024年4月1日)の3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが必要となります。
住民票を入手・提出するにあたり、以下を確認してください。
 - ・ 世帯全員の住民票の写し【原本】で、申請者(学生本人)と生計維持者(原則、父母)及び扶養親族等世帯全員(続柄記載のもの)が記載されたものを提出してください。
 - ・ 「世帯全員の住民票」の記載があること
 - ・ マイナンバーの記載のないもの
 - ・ 複数枚発行されている場合は、全ページ提出すること
 - **住民票の除票** 該当者のみ
以下に該当する場合は前住所地の「住民票の除票」【原本】も併せて提出が必要です。
 - ・ 基準日の3年前までの間において住民票の異動がある場合
 - ・ 生計維持者の片方が単身赴任の場合
 - **単身赴任期間証明書(単身赴任に係る証明書・大学様式)** 該当者のみ
生計維持者が単身赴任をしている場合、学生Navi*からダウンロードした「単身赴任期間証明書」を勤務先へ提出し、記入・社判押印の上、大学へ提出してください。
 - **学修計画書(学部・学域生)/研究計画書(大学院生)**
手書き用(配布分)又は入力用(学生Navi*からダウンロード、入力・印刷したもの/両面一枚で印刷)のいずれか一方を提出してください。
 - ・ 各項目は指定文字数以上、記入(入力)をするようにしてください。
 - ・ 学修計画書 裏面「3.学修継続の意思」のいずれかの項目に必ずチェックをしてください。
 - ・ 研究計画書 裏面「2. 研究の取組状況について」のいずれかの項目に必ずチェックをしてください。
- ② 「マイナンバー提出書」の作成・マイナンバー提出必要書類(確認書類)の用意 学部・学域生のみ
「マイナンバー提出書のセット」に同封の 【重要】マイナンバー(個人番号)の提出方法 をよく読み、「マイナンバー提出書」を作成してください。
- 大学院生は所得による審査を行わないため、マイナンバー書類の提出は不要です。
 - マイナンバー情報は大阪府が法令に則り管理を行います。
 - マイナンバー提出用封筒の中には、マイナンバー提出書及び確認書類のみを入れ、その他申請書類の書類は同封しないでください。
 - マイナンバー提出用封筒は封をしないで大学に提出してください(受付時、提出書類の確認を行います)。

次ページへ

2. 申請書類等の準備・オンライン申請(続き)

(2)。「大阪公立大学授業料等支援制度 授業料等減免に係る認定申請フォーム」の入力
(オンライン申請)



申請フォームの URL は、
別紙【大阪府の支援】オンライン申請・書類提出についてを
ご確認ください。

【注意事項】

- 入力は1人1回限り、入力時に時間制限はありませんが、申請後の訂正はできませんので、各項目の入力内容をよく確認して入力してください。
- 事前に入力項目を確認したい場合は、学生Naviの入力見本を確認の上、申請してください。
- 取得した個人情報は、大阪府の審査に必要な範囲で大阪府に情報提供いたします。
- マイナンバー(個人番号)を入力する項目はありません。
- 送信完了の画面が出ましたら受付完了となります。
- 必ず、「認定申請フォーム」で案内された「確認番号」を提出書類確認票の確認番号欄に記入してください。
- 申請内容について、確認のため個別に OMU メールでご連絡する場合があります。
- 「登録フォームに回答できない場合」、及び「入力見本」は学生 Navi*を確認してください。

学生Navi掲載場所 (学生ポータル(UNIPA)のリンクからアクセスできます)

学生Navi> 授業料・経済支援制度 > 2. 経済支援制度(奨学金・授業料減免) > 02.大阪公立大学等授業料等支援制度

3. 申請書類等の提出

準備した申請書類等を指定された提出期間に大学へ提出してください。ただし、【大阪公立大学等授業料等支援制度授業料減免に係る認定申請フォーム】の登録(入力)を完了させた者に限り、受付を行います。



提出期間・提出場所は、
別紙【大阪府の支援】オンライン申請・書類提出についてを
ご確認ください。

3. 申請書類等の提出(続き)

<受付についての注意事項>

- 申請書類提出時の受付は、一時的なものとなり、提出された書類及び内容を全て確認するものではありません。
- 申請書類等に未提出等の不備がある場合は、受付時に「再提出依頼書」を交付しますので、再提出期間内に書類を揃えて学生課窓口にて再提出してください(郵送で申請された場合は、OMUメールにてご連絡します)。
- 審査にあたり確認事項がある場合は、大学から個別でOMUメールにご連絡します。回答がない・連絡がつかない場合は、「審査対象外」により「不採用」となりますので注意してください。
- 申請を受け付けた者に対し、10月11日以降に受付完了連絡を学生ポータル(UNIPA)にて通知します。

4. 【対象者のみ】国制度の対象となった者への連絡(11月中旬頃)

大阪府へ提出したマイナンバーでの所得審査の仮結果を踏まえ、国制度の支援区分に該当する場合は、11月中旬頃に対象者のみ学生ポータル(UNIPA)にて連絡をします。学部・学域のみ

- 学生課より連絡があった対象者は、追加申請期間に必ず国制度の申請を行ってください。
 - ※ 申請されない場合は、授業料の一部負担額が発生することとなります。
 - ※ 通常の定期申請の受付は行いません。追加対象者のみの受付となります。

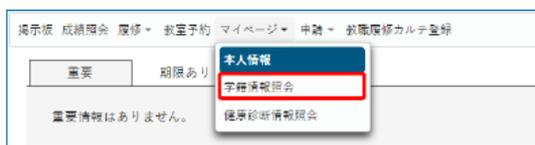
5. 結果通知、授業料の取扱い、継続手続きについて

■ 結果通知について

減免結果は、11月末に学生ポータル(UNIPA)マイページにて確認となります(文書の通知はありません)。ただし、国制度の申請を行った者は、提出済みレターパックにて、郵送により交付します。郵送での交付時期は国制度の申請時期により異なります。

【減免結果確認方法】 学生ポータル(UNIPA) > マイページ > 学籍情報照会 > 減免者情報

<画面サンプル>



開始年度から減免結果までが表示されます。
<審査中>
減免結果[未判定]

▼ 減免者情報	
開始年度	2024
開始学期	後期
減免制度区分名称	府
減免結果 (減免、却下、未判定)	未判定
減免種別名称	
減免額	
メモ	

<判定結果>
減免結果が[未判定]
↓
[却下]又は[減免](全額免除・3/4減免・2/3減免・1/3減免)で表示されます。
国制度を申請した者は、「減免区分名称:国」と併せて結果を確認してください。

次ページへ

5. 結果通知、授業料の取扱い、継続手続きについて(続き)

■ 授業料の取扱いについて

10月に新規申請を行い、申請要件・成績要件等を満たしている場合は、授業料が全額免除となります。(ただし、以下の場合を除く)

2024年11月に学生課からの連絡を受け、【国制度】に追加申請をした者

10月末の授業料引落を猶予し、国制度・府制度の申請要件・成績要件等を満たしている場合は、授業料が全額免除となります。結果は1月末に交付となります。

【国制度】の支援区分に該当するが、2024年10月または11月に【国制度】の申請を行っていない者

10月末の授業料引落を猶予し、府の支援対象であれば、12月末に府の支援額を差し引いた授業料の引落を行います。

申請要件を満たしていない者

10月末の授業料引落を猶予し、12月末に授業料の引落を行います。11月末に案内する通知を確認してください。

■ 継続手続きについて

支援の対象となった場合、毎年2回(7~8月・12月)の継続申請時にオンライン申請及び必要書類の提出があります。告知は学生ポータル(UNIPA)にて行います。継続手続きを行わない場合は、支援が停止されますので注意してください。

学生奨学支援室からののお知らせは、全て学生ポータル(UNIPA)を通じて行いますので、日頃より確認をするようにしてください。

【問い合わせ先】

■ 制度の内容に関する問合せ

副首都推進局 公立大学法人担当(授業料等無償化担当)

電話:06-6208-8877

■ 申請(手続き)に関する問合せ

○杉本キャンパス 学生課学生奨学支援室 学生サポートセンター1階

○中百舌鳥キャンパス 学生課学生奨学支援室 A3 棟 1 階

(平日 9:00~17:00) Mail:gr-gks-fusien@omu.ac.jp

*お問い合わせの際は学籍番号・氏名の明記をお願いいたします。